

平成 24 年 6 月 6 日

日本玩具協会

「Intertek ベトナム」の ST 海外検査機関への指定及びそれに伴う措置について

1. ST 第 3 部（化学的特性）に関し、新たに、ベトナムの検査機関（Intertek ベトナム）について、その試験成績書の ST 検査受入を認めることとなりましたのでお知らせします。

1. 「Intertek ベトナム」を新たに ST 制度の海外検査機関に追加指定します。
（平成 24 年 5 月 30 日理事会決定）
2. 「Intertek ベトナム」は、平成 24 年 7 月 1 日から ST 第 3 部（化学的特性）試験申請の受付を開始します。
（同日以降に「Intertek ベトナム」で申請受付・発行された ST 第 3 部の試験成績書は、国内 ST 検査機関で受理されます。）
3. これに伴い、玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱第 11 条第 2 項（海外検査機関の指定）は、別紙 1 のとおり改定されます。（「Intertek ベトナム」を追加して記載）

2. 海外検査機関の試験成績書の取扱（海外検査機関による「ST 判定シート」への記入、及び試験成績書への添付）は、平成 22 年 11 月 9 日付の当協会の通知 2. と同じです。

(*) ST 第 3 部（化学的特性）の試験成績書を ST 検査に受入れることが認められている
海外検査機関

CMA、HKSTC（昭和 61 年 8 月 6 日指定）

SGS 香港、Intertek 香港、SGS タイ（平成 23 年 1 月 1 日指定）

(**) 「Intertek ベトナム」の試験成績書の受入は、当初の半年間は試行の扱いです。

【別紙 1】

玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定案）

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関が S T 基準の一部（S T 基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

2. 前項の指定は、下記のとおりとする。

名 称	連 絡 先
Hong Kong Standards and Testing Center	10, Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China
CMA Industrial Development Foundations Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N. T. Hong Kong
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
Intertek Testing Services Hong Kong Limited	6/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road, Kowloon, Hong Kong
SGS Hong Kong Limited	28F, Metropole Square, 2 On Yiu Street, Siu Lek Yuen, Shatin, N. T., Hong Kong
SGS Thailand Limited	41/23 Soi Rama III 59, Rama III Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120 Thailand
<u>Intertek Vietnam Limited</u>	<u>1st floor, E.W building, E Town, 364 Cong Hoa Street, Ward 13, Tan Binh District, Ho Chi Minh City, Vietnam</u>

3. 指定検査機関は、その実施する S T 基準適合検査において、検査の申請者から、第 1 項の検査機関の実施した検査結果の提出があったときは、当該検査結果に係る検査を省略するものとする。
4. 第 1 項の検査機関の実施した検査結果を指定検査機関に提出する場合にあつては、検査の申請者は、指定検査機関が、当該検査結果を S T 基準適合検査のための資料として円滑に事務処理をすることができるよう、必要な注意を払わなければならない。
5. 第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条の規定は、第 1 項の検査機関に準用する

（付則 平成 24 年 5 月 30 日施行）

この改定（制度要綱第 11 条の改定）は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。